

岩手県監査委員告示第31号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 中部教育事務所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年10月1日から同月31日まで
 - (2) 本監査実施日 令和7年1月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年3月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の認定に当たり、執行管理体制に不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、認定事務の適正執行確保のための取組の実施、組織としての実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	速やかに追給・返納処理を完了した。 今後は、総括職員による進捗管理を徹底するとともに、疑義がある場合は必ず課長が確認を行い、必要に応じて所長ヒアリングを実施するなど、再発防止に努めることとした。